都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会 常 任 理 事 神 村 裕 子 (公印省略)

令和3年度における林業の安全対策の推進について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、本会宛に件名についての周知協力依頼 がありました。【別紙1】

林業における死亡災害発生状況は、令和2年の死亡者数 (3月22日速報値) については35人となっており (平成31年/令和元年の同期と比べ4人増加)、平成 29年の同期比で4人 (10.3%) の減少ではあるものの、第13次防労働災害防止計画 (以下「13次防」という。)で掲げる目標 (死亡者数を平成29年と比較して、令和4年までに15%以上減少させる)の達成のためには、なお一層の労働災害防止対策の推進が強く求められております。

今般、13次防における計画期間 (平成30年4月から令和5年3月までの5年間)の4年度目である令和3年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項につきまして、別添のとおり定められました。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、添付資料【別添1~8】を貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等に御周知されること等により、引き続き、林業の安全対策の推進に特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛 生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

- 1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。 (安衛則、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)の改正)
- 2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。 (安衛則の改正)
 - (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから 20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、 当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはなら ないこと等を規定します。
 - (4) 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用 保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着 用することを義務付けます。
- 3. その他の改正を行います。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2019.5

1, 特別教育(安衛則第36条、特別教育規程第10条)関係

○ 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。 また、統合後の特別教育の時間数を増やします。 既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

(※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者

- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
- ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(*1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
- ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(*2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

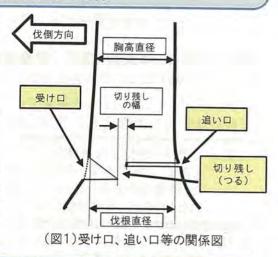
- (*1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による 伐木又はかかり木でかかつている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
- (*2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

【受講を省略できる条件】

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方 が受講するべき時間		
子科科目			0	2	3
Ⅰ 伐木等作業に	関する知識				
伐倒の合図 退避の方法		4時間	1時間	1時間	
伎倒の方法 かかり木の種類及びその処理 造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用					2時間
チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法		2時間		2時間	
Ⅲ 振動障害及び	バその予防に関する知識				
振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置		2時間		2時間	/
IV 関係法令					
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項		1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する が受講するべき時間		
关权符日			0	2	3
Ⅴ 伐木等の方法	去				
造材の方法	造材の方法				
伐木の方法 かかり木の処理の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用		5時間			2時間
			30分間	30分間	
VI チェーンソー	の操作				
基本操作 応用操作		2時間		2時間	
₩ チェーンソー	の点検及び整備				
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法			2時間	

2-(1) 伐木作業における危険の防止(安衛則第477条)関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡 災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け 口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm 以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、 適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付 けます。(図1)
 - (参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



2-(2)かかり木の処理の作業における危険の防止(安衛則第478条)関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないよう立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。
- <注意>「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2)かかり木の処理



(図3)かかられている 立木の伐倒



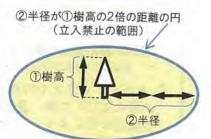
(図4)かかり木に激突させるために かかり木以外の立木の伐倒



(図5)かかっている木の 元玉切り

2-(3)立入禁止(安衛則第481条)関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木 材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止し ていますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木 の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される 災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2 倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の 作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)



(図6)立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4)下肢の切創防止用保護衣の着用(安衛則第485条)関係

- チェーンソーによる休業4日以上の死傷災害の多くが、チェーンソーの刃(以下「ソー チェーン」という。)の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業 等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、 チャップス等の下肢の切創防止用保護衣(図7)を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、 下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



(図7)下肢の切創防止用保護衣

- <注意1> (図7)で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っ ており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。ま た、労働者の身体に合ったサイズのものを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出さ れたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。
- 〈注意2〉 チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右に ずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれる ことのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1)車両系木材伐出機械による作業等の作業計画(安衛則第151条の89、 第151条の125、第151条の153) 関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等によ り搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架 線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷 病者の搬送の方法」を追加します。
 - 3-(2)修羅(しゅら)、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほと んど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬 運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は 2019(令和元)年8月1日 です。

- (一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日)
- (*) 修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。 (公布日: 2019(平成31)年2月12日)

墜落制止用器具(安全帯)に関するお知らせ

○ 墜落制止用器具(安全帯) に関し安衛則等が改正され、 これまで安全帯を用いて行っていた作業については、 墜落制止用器具(一本つりのハーネス型等)を用いる ことが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf



○ ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合(フックがかけられな い場合など)には、<u>墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽</u> の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。

さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/index.html) (伐木作業等の労働災害防止